

平取町移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道創生総合戦略及び平取町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平取町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うU I J ターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から平取町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、北海道U I J ターン新規就業支援事業実施要領（以下、道要領という。）及びその他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額で、かつ、予算の範囲内の額とする。

- (1) 単身の場合 60 万円
- (2) 2人以上の世帯(以下「世帯」という。)の場合 100 万円
- (3) 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算 30 万円(18歳未満の世帯員1人につき)

(対象者要件)

第3条 申請時において、第1号の要件を満たし、かつ第2号から第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和7年4月1日以降に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 平取町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。
- (エ) その他北海道又は平取町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。ただし、都道府県及び市町村の判断で対象とすることを可能とする。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

平取町や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、平取町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 平取町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者

イ 平取町に居住経験のある者

ウ 農林水産業に就業する者

(5) 起業に関する要件

1 年以内に北海道が道要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、令和 7 年 4 月 1 日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 3 か月以上 1 年以内であること。

オ 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（予備登録申請）

第 4 条 移住支援金の申請を予定している者は、前条に規定する対象者要件を満たすことが見込まれることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書（様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請を行った者は、前条に規定する対象者要件を満たしたときは、速やかに次条に規定する申請を行うものとする。

（交付の申請）

第 5 条 移住支援金の申請者は、平取町移住支援金交付申請書（様式第 2 号）、移住者の就業先の就業証明書（就業用）（様式第 3 号）（テレワークの場合は、所属先の就業証明書（テレワーク用）（様式第 4 号））。起業する場合は、地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定通知書の写し）及び本人確認書類に加え、第 3 条第 1 号の要件を満たし、かつ同条第 2 号、同条第 3 号、同条第 4 号又は同条第 5 号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第 6 号

の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第 5 号）により、当該申請者に通知する。

なお、審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合は、不交付決定通知書（様式第 5 号）により通知する。

(報告及び立入調査)

第 7 条 移住支援金の交付を受けた者は、移住支援金の決定の内容及びこれに付した条件を遵守するとともに、移住支援金の適切な使用を確認するために町長が必要と認めるときには、関係書類の提出、個人情報の開覧又は立入調査等に応じなければならない。

(移住支援金の返還)

第 8 条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金を受給した平取町から転出した場合

ウ (就業の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に平取町から転出した場合

(個人情報照会及び照会内容)

第 9 条 町長は、この要綱に定める事務を行うにあたり、必要に応じて、当該申請者及び世帯向けの金額を申請する者について、本人の同意を得た上で同一世帯に属している者全員の住民基本台帳情報を町民課に対し照会することができる。

(北海道との協力体制)

第 10 条 本事業の実施に当たっては、情報の共有、確認、協議その他補助執行上必要な事務を北海道と相互協力するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。